

「試合運営に関わる連絡事項」

審判部

1 礼法について

- (1) 蹲踞の「始め」と「終わり」を正確・丁寧に行う。
 - ※ 「始め」は竹刀を抜きながら蹲踞し、静止する。
 - ※ 「終わり」は納刀した後、右手を右太股においてから立ち上がる。
 - ※ 膝の怪我等で正しい蹲踞ができない場合は、試合開始前に監督が該当試合場の審判主任に口頭で申し出ること。
- (2) 団体の礼の前後や選手交替時における余計な所作は改める。
 - ※ 円陣を組んでの発声やパフォーマンス、胴づき、握手など
 - ※ 団体戦の選手入れ替えを速やかに行う。(個人戦も同様)

2 剣道具について

- (1) 面紐の長さは結び目から40センチメートル以下です。
- (2) 面紐の結び目の位置が高過ぎる選手が見られます。面が外れたり、転倒時に後頭部を保護できなかったりする可能性があります。危険防止として適切な位置で結ぶよう、ご指導ください。
- (3) 別紙「剣道用具・剣道着・竹刀についての確認事項」をご確認ください。

3 団体戦における開始の宣告及び選手の入れ替え等について

大会運営をスムーズに行うため、監督が畳に座ったことを確認してから「始め」の宣告を行います。

- ・ 監督は、チーム間の始めの礼の後、速やかに前列畳に移動し、選手を待たずに着座する。
- ・ 選手は、前の試合のチーム間の終わりの礼の後、直ちに2列目の畳から立礼の位置へ移動し、チーム間の始めの礼を行う。面・小手・竹刀の移動は、チーム間の礼が終わった後に行う。
- ・ 応援は拍手のみとする。

4 団体戦の代表戦、個人戦での延長戦について

○ 延長戦は2分ずつ区切って行う。

- ・ 試合時間3分⇒延長2分⇒延長2分⇒【小休止（深呼吸をする程度）】
⇒延長2分⇒延長2分⇒【休憩（面を外して給水）】

※上記を繰り返す。

【小休止】 ⇒ 開始線の位置で10秒程度の深呼吸。

【休憩】 ⇒ 立ったまま納刀し、待機場所に戻って面を外し、所定の場所で水分補給を行う。試合再開までの時間は5分とする。その際、監督は選手に指示をしない。

5 危険かつ見苦しい暴力的行為は、厳に慎むようご指導ください。

6 選手は、面マスクまたはシールドを着用する。

7 つば(鍰) 競り合いについて

(1) つば(鍰) 競り合いの定義

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P9 三「規則の解釈と運用」 2「つば(鍰) 競り合いについて」

つば(鍰) 競り合いは、鍰と鍰とが競り合って互いが最も接近して緊迫した状態である。つば(鍰) 競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。

つば(鍰) 競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならない。しかし、鍰競り合いが長く(一呼吸：3秒以上) 続くようであれば、基本的には次の観点から総合的に是非を判断する。

- ① 正しい鍰競り合い をしているか。
- ② 打突の意志 が有るか。
- ③ 分かれる意志 が有るか。

(2) 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 三 2 P10～11 より

- ・ 終始、拳が相手の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当なつば(鍰) 競り合いである。
- ・ 暴力的であったり、意図的なひっかけ(ひっかけることを目的にする)だったり、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。
- ・ 膠着や不当なつば(鍰) 競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決権限の事項である。したがって、副審は「止め」を宣告することができない。

(3) つば(鍰) 競り合い解消に至る時間は「一呼吸(3秒程度)」。

(4) つば(鍰) 競り合いを解消する場合は、正しい鍰競り合いから鍰と鍰で競り合う力を利用して積極的(一気)に解消する。

(5) つば(鍰) 競り合い時の発声については、「指導」や「反則」とはしないが、鍰競り合いは互いが最も接近して緊迫した状態であることから、日頃の稽古や試合においては極力発声しないようご指導ください。

(6) 「つば(鍰) 競り合いの解消途中」で時間空費が目的と思われる打ちを継続する場面が見受けられます。反則行為としてご指導ください。

8 公正を害する変形な構えについて

(1) 左拳を概ね目線より上にして、面・小手・右胴を同時に防御する行為。

(2) 1回目は合議の上、「指導」、2回目以降は合議の上「反則」とする。

9 試合者の中止要請(タイム)について

試合者が、試合中に中止要請をする場合、「タイム」と発声するようご指導ください。

10 有効打突に係る「残心」について

「残心」が示されなかったと審判が判断した場合には、有効打突が取り消しとなる場合がある。

11 試合中に竹刀の中結がほどけてしまった場合などは、その場で直すのではなく、竹刀を交換する。

1 2 公明正大に試合ができていないと判断される攻防について

- 意図的な時間空費や防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような以下の行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
 - ・ 「変形な構え」となるまで左拳は挙げていないものの、巧妙に防御姿勢（勝負の回避）をとって相手に接近したり、意図的に時間空費を行ったりする。
 - ・ 時間空費が目的と思われる打突を繰り返す。
- 明らかに意図的な行為であれば即座に反則とする。
- 意図的な行為とは断定できないものの、疑わしい行為が再三繰り返されれば反則とする。

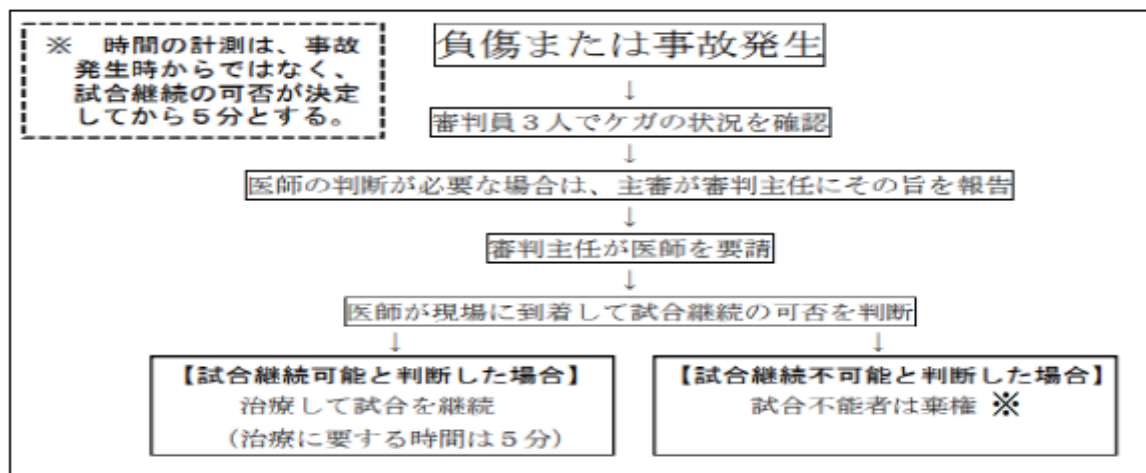
1 3 団体戦において、どちらかまたは、両チーム試合者が4名の場合、中堅まで面・小手を着用し、竹刀を持って最初の礼を行う。

1 4 オーダーミスまたは選手変更届の漏れ等がないよう、試合前に監督の責任のもと各チームで確認する。

1 5 負傷または事故発生時の対応について

※(公財)全日本剣道連盟剣道試合審判規則・規則第2節「審判の処置」による。

① 試合者が負傷などした場合は、次の要領で処置をする。



② 審判員は、試合継続の可否判断が下されるまで試合場内に留まる。

③ 相手選手については、そのときの状況により、審判主任の判断で対応する。
待機中、監督からの指導は認めない。

④ 試合継続の可否判断が下された後の審判員の動きについては、試合者に準ずる。

【上記表※の補足】

- ・ 「棄権」とは、その試合に対する判断であり、団体戦においてはその後の回復状況によって医師および審判員の判断、並びに監督(保護者)との相談の上、その後の試合に出場することができる。
- ・ 負傷により試合が継続できないとき、その原因が一方の故意および過失による場合は、その原因を引き起こした者を負けとし、その原因が明瞭でない場合は、試合不能者を負けとする。
- ・ 加害者として負けとされた者は、その後の試合に出場することができない。

1 6 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等の禁止について

指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

＜公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン＞

※ 監督会議を行いませんので、書面にて連絡します。選手への伝達をお願いします。